



# 10分でわかる◎ 産業廃棄物ちよつと講座

Part 4 許可がいる場合、いらぬ場合





# 許可制度とは？①

自動車の運転免許も許可の一種

⇒一定の条件を満たした(免許証を交付された)人のみが、自動車の運転をしてもいい。

⇒誰しものが、自動車の運転は禁止されているが、免許があれば運転が特別に許される。





# 許可制度とは？②

産業廃棄物の許可も同じ

⇒ 誰しものが、自分が排出した廃棄物以外の廃棄物を扱うことは禁止されているが、許可を取得すれば、扱うことを特別に許される。

⇒ 一定の条件を満たした（許可を取得した）人のみが、自分が排出した廃棄物以外の廃棄物を扱ってもいい。





# 実務で学ぶ①

## 【ケース①】

A社の工場で発生した樹脂の切れ端を、馴染みの産廃業者の処分場まで、A社の社員が運搬した。

その運搬行為に対して、許可は必要か？

## 【スタディ①】

不要

A社の廃棄物をA社の社員が運搬⇒許可不要

許可が必要となるのは、自分で排出した廃棄物以外の廃棄物を扱うとき。





# 実務で学ぶ②

## 【ケース②】

B社工場内の食堂（運営はC社に委託）から発生した廃油を、B社の馴染みの産廃業者まで、B社が運搬した。その運搬行為に対して、許可は必要か？

## 【スタディ②】

必要

C社の産業廃棄物を、B社が運搬している。B社に許可がない場合、B・C両社とも法違反となる。





# 実務で学ぶ③

## 【ケース③】

D社工場の清掃をE社に依頼した。清掃に伴い、工場内のゴミが集められた。そのゴミを、馴染みの産廃業者まで、D社が運搬した。その運搬行為に対して、許可は必要か？

## 【スタディ③】

不要

清掃によって集められた廃棄物は、D社の廃棄物とみなされ、D社が自分で運搬を行ったこととなる。





# 許可の種類①

収集運搬：廃棄物を車や船で運ぶ。

処分：廃棄物に対して何らかの作用を与える。

(例) 破碎・焼却・脱水・埋立 等

許可の種類	許可する自治体
産業廃棄物収集運搬業	都道府県 ※積替え・保管を含む場合は政令市
産業廃棄物処分業	都道府県・政令市
特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県 ※積替え・保管を含む場合は政令市
特別管理産業廃棄物処分業	都道府県・政令市





# 許可の種類②

特管産廃を扱うには、特管産廃用の許可が必要  
※特管産廃の許可では、普通産廃は扱えない。  
扱うには普通産廃の許可も必要

許可の種類	許可する自治体
産業廃棄物収集運搬業	都道府県 ※積替え・保管を含む場合は政令市
産業廃棄物処分業	都道府県・政令市
特別管理産業廃棄物収集運搬業	都道府県 ※積替え・保管を含む場合は政令市
特別管理産業廃棄物処分業	都道府県・政令市





# 豊田市近隣の政令市

愛知県	名古屋市
	岡崎市
	豊橋市
	豊田市
岐阜県	岐阜市
三重県	なし
静岡県	静岡市
	浜松市





# 必要となる収集運搬の許可 積替え又は保管の許可がない場合

豊田市 ⇒ みよし市 愛知県の許可

豊田市 ⇒ 多治見市 愛知県と岐阜県の許可

豊田市 ⇒ 神戸市 愛知県と兵庫県の許可

※通過するだけの自治体の許可は不要





# 必要となる収集運搬の許可 積替え又は保管の許可がある場合

【岡崎市内で積替え又は保管施設がある場合】  
豊田市 ⇒ 岡崎市 愛知県と岡崎市の許可

★政令市内で積替え又は保管施設を設置  
＝その政令市の許可が必要  
⇒その政令市内だけ都道府県の許可範囲から

**除外**





# 実務で学ぶ

## 【ケース】

愛知県の収集運搬業許可（金属くず・汚泥（積替え・保管なし））と豊田市の収集運搬業許可（金属くず（積替え・保管あり））の許可を有する業者に、乾電池の運搬（みよし市⇒豊田市）を委託できるか？

## 【スタディ】

できません。

豊田市の積替え・保管許可があるため、愛知県の許可の範囲から豊田市内は除外されます。豊田市内は豊田市の許可で運搬することになり、豊田市の許可には汚泥がありません。





『第4回 許可がいる場合、いない場合』は以上になります。

人の廃棄物を扱うときは絶対に許可が必要です。それだけは確実に押さえておきましょう。

次回は、『排出事業者の責任と罰則』です。

廃棄物処理法において、最も大事な考え方とその責任を学んでいただきます。

